

法的資質を養う授業実践習

－因果性と習律からのアプローチ

教育学研究科 教育実践創生専攻 教科領域実践開発コース 中等教科教育分野 森本奏也

1. 問題設定の理由

社会科では「平和で民主的な国家・及び社会の形成者」を養成するために、社会に生きる市民として必要な資質・能力の育成を目指している。その資質能力の一つとして、社会を構成する法制度の意義や仕組み理解し、法的視点にたって物事を考えることができるよう法教育を進めることが目指されている。法務省では、法教育について以下のように定義されている。

「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方身に付けるための教育です。」(法務省)

市民が平和的で民主的な国家・及び社会を形成していくことは、単に新しい社会制度や法を形成するという側面だけではないだろう。既存の社会を担う法制度に平和性や民主性の価値を見出し、遵守していく態度をもって生活をすることも重要ではないか。こそのような態度と行動力を養成するために、法教育で養うべき資質・能力がある。

では、法教育で養うべき資質能力とは何か。その定義として、法律専門家からみた養うべき資質能力観のほうが具体的な力や意図について規定され、市民性の向上につながるのでの考察によって獲得されるものでなければ

はないかと考え、関東弁護士連合会による「法的資質」の定義を本研究において採用した。その法的資質については、以下のように定義されている。

「法が基本的人権の枠組みとしての公正なルールを提供するものである以上、法の価値・原理・ルール・手続きの意義を認め、それに従って行動する能力、そのための技術としての『法的資質』が必要不可欠であると考え。」
(関東弁護士連合会 2002)

この定義から、法的資質の養成に際しては法や制度の意義を理論的側面から考えて原理や価値への意味を深めるとともに、現実社会を想定してその法や制度の仕組みの意義を考察し、実際に行動するための力や法制度を遵守するという実践的側面があるといえるだろう。法教育の実践に向けて、この法的資質を養成するための授業開発と実践が目指されなければならないのではないか。それゆえ、本研究ではこの「法的資質」を養うための授業開発に向けて先行研究し、実践と考察、次回の研究に向けた理論の再検討を行う。

2. 先行研究

法的資質を養成するための授業実践に際して、法や制度にかかる理論や価値は生徒自身にならない。そのため、教師側からの一方的な

教授は法教育にかかる重要要素を暗記項目へと変質させ、詰め込み型の授業へと悪化させてしまう恐れがある。そこで、法教育の授業がどのように展開されるべきであるかを考えたい。まず、法教育の中には歴史的側面が入ってくることを考えなければならない。いまの社会を担う法や制度が考えられたのも、ある価値や原理に基づいて専門家のなかで議論されると同時に、そのような法制定すべきであるという民意が働いてきたからである。そのため、法の生成過程におけるその要因を学ばなければ、学ぶべき価値や原理に到達することはできない。では、そのような歴史的側面を踏まえ、どのように授業を展開すればいいのか。これに関して、ジョン・デューイは『学校と社会』における最終章で以下のように述べている。

「歴史を学習するということは、知識を蒐集するというのではなくて、いかに、そしてなぜ人間はかくのことを為したか、いかに、そしてなぜ彼らはその成功をかちえたのか、或はその失敗をまねくにいたったかについての躍如たる画像を構成するために知識をしようするということである。」

(デューイ 1957)

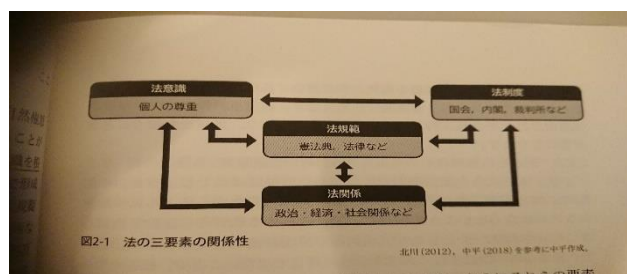
歴史的側面を授業として考えさせる際、デューイも指摘するように、因果性を踏まえることが重要となる。法における価値も原理も、法が制定され、施行されている現在を含めての動きに対応させてこそ、より重要性が高い事象としての意味を持つと考える。そのため、法教育で求められる理解の度合いの到達点により近づけさせることができる。このことをふまえ、より動的な法教育を展開していくことを目指す。

法教育でのより動的な授業の開発と実践を目指し、授業実践に向けて動的な法教育のモデルを用いた授業開発と実践を行う。これについて、本研究では中平一義氏が提唱した授業理論を用いた授業開発を進める。中平

氏の法教育の理論を以下に整理する。

動的な法教育について中平氏は「人々の意識の総体としての法意識」が具体化されることで「法規範」が生じ、その法規範を政府が制度化して実行する「法制度」とそれに伴う社会関係の構造である「法的社会関係」の相互作用による動的な構造理解が必要と主張している。(中平 2020)

人間が新たな法制度を制定しようとするとき、既存の法制度に対して何らかの意識を持ち、その意識は新たな法制度の制定へと向かう。これを「法意識」といい、そのような法意識の下で新たな法制度について国会で議論される。そして、国会での審議の下で具体的な条項を定めた「法規範」が生まれる。その法規範を基に、政府が当該法規にかかる制度化を図り(法制度)、またその放棄を公布・施行することで実効性を伴う。そして、その法制度を基にして、個人と個人、個人と集団、個人と国家・地方公共団体の間に、新たな法的な関係性が生じ、その関係性は法的な手続きの下で維持される。加えて、もしその放棄に対して不足性を発見すると、人々の中からまた新たな法の制定に向けた法意識が生じる。このように、常に動きのある中で法は理論的意味や仕組みの意味を発揮させている。これに基づき、公民的分野で扱う法教育の部分も、このような法の制定と実効性・関係性における動きの中から法の意義や仕組みの意義を理解させるような授業開発が必要といえる。



しかし、その一方で、社会では「習律」と呼ばれるものが法を超越してしまうような現

象が度々見受けられる。習律とは、社会集団の中で広く行われている行動様式である慣習に、より規則的な側面が強調されたものをいう。これに関して、社会学者のマックス・ウェーバーによる習律の定義を以下に引用する。

「行為の単に事実上の規則性、すなわち単なる『習俗』が、…『規範』の形式に変化してゆくのは、換言すれば伝統形成がおこなわれてゆくのは、通常は習律的な諸規則を媒介してである。」

(M・ウェーバー 1974)

本来、習律それ自体は反したからといって何か刑罰が科されるというものではなく、罰せられることはないが守らなければならないものとして、モラルと同義のものとして考えられている。しかし、習律に反する行いをした際に、社会集団の中から処罰感情が生じ、当事者に対して「私刑」として罰が下される場合も多くみられる。例えば、インターネット上で見られる「社会的抹殺」も私刑の一つとして考えることができる。このようなことは社会集団の中の一部の人間によって行われるのではなく、所属する社会集団の人間全員が、私刑を課され、または科してしまう可能性がある。加えて、規則も刑罰も本来は第一優先として法に依拠されなければならないが、社会に生きる市民として習律よりも法の順守を優先させなければならないだろう。もし、習律が優先されるなら、法はそれ自体として意味をなさなくなり、社会の構成要素ではなくなってしまう恐れがある。これらのことを考え、まず習律の存在を生徒に認識させ、法と習律の違いを見極め、法を優先して順守する力を養うことも、法的資質の1要素として必要であると考えられる。

以上の先行研究を踏まえ、本研究では法的資質を養う授業の開発に取り組んだ。次章から、具体的な授業計画と実践概要、結果の考察を進める。

3. 授業に向けての計画

①実践対象

中学校 第3学年1組・2組

令和2年10月6日(火)・8日(木)

授業は1クラス2時間で行い、2クラスで計4時間の授業実践を行った。

②単元について

単元は二時間構成で計画し、1次は法に関する原理や価値の認識を深め、理解を定着させることを目的とした授業を展開する。2次では、現実問題を扱い、個人情報流出と習律の関係性を考えさせながら、自身の個人情報の保護へ意欲を高めさせることを狙いとして授業を構想する。以下は、単元における1次と2次の授業目標である。

表1 授業ごとの目標

| | 知識・技能 | 思考力・判断力・表現力等 | 主体的に学習に取り組む態度 |
|----|---|---|--|
| 1次 | ・情報化社会を生きるうえでの新しい人権の必要性を理解することができる。 | ・情報化社会における新しい人権の意義を、既習内容と連付けて考察することができる。 | ・何のために情報の新しい人権が必要なのか、自ら考え理解を深めようとしている。 |
| 2次 | ・個人情報の流出の危険性をふまえ、個人情報保護の大切さを理解することができる。 | ・事例を基に、個人情報の扱いについてどのような危険性があるかを自分なりに考察することができる。 | ・個人情報保護の重要性について、自ら考え理解を深めようとしている。 |

まず、第1次で扱う「知る権利」については、情報公開法(情報公開制度)のもとで、市民が適切な行政手続きを行うことにより、ある政治決定に対して何らかの疑いがある場合、その決定の根拠となった行政情報の開示請求を行うことで「なぜそのようにして政府はその決定に至ったか」という経緯や「本当にその決定は正しいのか」という政策の検証を行うことができる。このことについて、「批判的視点」が授業を考えるうえでの重要事項となる。情報公開請求は、政府の政治活動に対して公正であるかどうかを判断し、「公正で民主的な社会」に向けて国民の政治参加を推進するという目的がある。ここで、中平氏のモデルに当てはめると、政府の政治決定に対する国民側からの公正な判断が「法意識」として働いている。そして、知る権利を保障す

るために、情報公開法が法規制として働いている。そして、政府が情報公開制度（法制度）を施行させたことで、市民の情報公開請求によって、審査の下で行政情報が公開されるという「法関係」が生じたということだ。このことを掴ませるために、「もし、情報公開制度がなければどんなことに困るだろうか」という発問を設定し、情報公開法がある現代とそれ以前の社会を比較考察させる。個人情報保護法についても、同様に、「個人情報をみだりに公開されたくない」という法意識の下で、個人情報保護法の可決（法規範）、個人情報保護制度の制定（法制度）、業者や政府・地方公共団体による個人情報保護ガイドラインの策定、個人情報保護という法的関係を踏まえた上での授業を展開する。

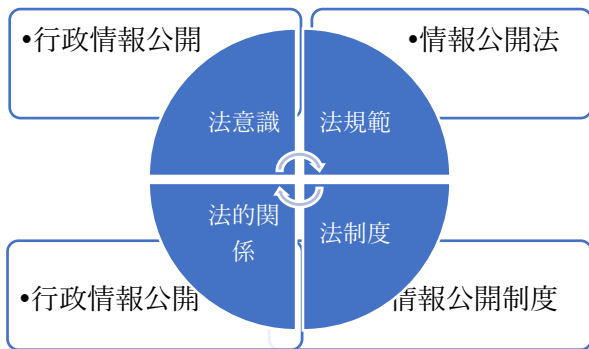


図1 情報公開法の図式

第2次では、新聞記事を活用した個人情報流出・拡散の具体的事例を扱い、習律と個人情報流出の関係性への理解を深めさせるとともに、自身の個人情報は自分で守るという態度の要請を意図して授業を計画する。まず、個人情報保護の権利である「プライバシー権」は、権利が主張されはじめた当初から現代にいたるまでにその意味合いが変化して来たという変遷過程がある。当初は「個人情報を他人にみだりに公開されない」という消極的な意味合いであったが、現在では「自分の個人情報は自分で守る」という積極的な権利に変化している。そのため、授業では他人に個人情報を公開されないだけでなく、自分自身で個人情報を守らなければならないという自覚

を涵養し、個人情報を自身で守るという積極的な態度要請を目指す。なお、単に個人情報の保護の意識を高めるだけでなく、習律の特徴を認識させることも意図する。新聞記事を授業教材として扱い、新型コロナウイルス感染症渦での帰省に伴う周囲からの個人情報の特定・拡散、及び誹謗中傷の問題を扱う。まず、新聞記事から、「どのような行為がプライバシー権を侵害しているか」を読み取らせ、周囲からの個人情報の意図的流出と拡散、誹謗中傷によってプライバシー権の侵害が起きていることを確認する。そして、個人情報の流出・拡散、誹謗中傷が「本当一部の人だけが行っているのか」という批判的視点から検討させる。ここで気が付けたいことは、全員が被害者にも加害者にもなり得るということであり、法律のように行使者と被行使者に分類することができないという習律の特徴に気付かせる狙いがある。また、そのような行為がどのような意識によって生じているのか（処罰感情）、そしてどのような暗黙のルールがその意識を生じさせるかを考えさせる。人々が法律とは別の習律にも縛られやすい特徴があることを気付かせ、習律よりも法を優先して順守することの重要性の理解を深めさせる。

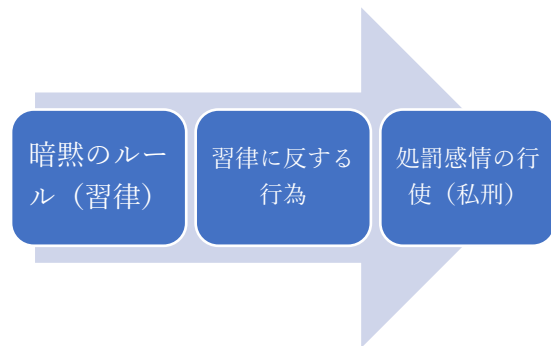


図2 習律の図式

結果の見取として、授業で扱ったワークシートの学習課題に対する記述と、授業を受けての意見・感想の記述から分析を勧め、結果を考察する。

4. 授業そのものへの課題点

本研究における授業そのものへの課題は、因果性への系統による仕組み理解の軽薄化・個人情報保護における習律の問題を認識に留めた点、形骸化した授業構想の3点である。まず1点目については、情報公開法や個人情報保護法の制定・施行による社会の変化については軸を置いて扱うことができたという側面がある。ただ、全体的な変化を理解させることを重視しすぎてしまい、具体的な仕組みの内容についての理解を深めさせる授業展開にできなかったことである。このような状態では、内容理解が表面的なものとなり、仕組みと現実社会と照らし合わせての理解が不十分になる。法的資質における仕組みの意義の理解の段階には十分に到達させることができなかったということが課題である。2点目については、2次で扱った個人情報保護と習律の問題において、習律を認識の府段階に留め、改善に向けた具体的な手立てについて生徒に挑戦させなかったことである。結果分析のしょうにおいて具体的に記すが、習律を認識したからといって、個人情報を自分で守るにも限界があるということである。個人情報の流出・拡散は本人が知らない段階で進んでしまっていることが多く、また、そのような行為が習律に反したことによる周囲からの処罰感情が原因だと理解しても、自己防衛にも限度があり、むしろ生徒たちに個人情報の自主的保護の無力さを突きつけることになってしまう。これを防ぐためにも、私刑による個人情報保護の流出・拡散を防ぐための手立てを生徒に考えさせる学習活動が必要だったのではないかという課題点である。3点目は、課題の1点目、2点目、及び全体の単元構成を考える際に、社会的事象が結果として羅列的になってしまっていた可能性や、学習活動が形骸化していたのではないかという課題である。これに関して、森分孝治氏による指摘を参考する。

こうした学習は「社会科検証学習」と呼ばれているが、「教材過剰の問題」、「事象を超え

て転移する知識の習得という課題が見られない」、「断片的・羅列的」で、「子どもへの知的挑戦という点」の不足が問題になると述べている。(森分 1978)

森分氏が指摘するように、知的な挑戦を伴うような課題がないこと、社会的事象が羅列されているような状態になっていた可能性が大いにある。本研究では、放資質を生徒にとって能動的な授業を展開し、養おうと目指してきた。しかし、森分氏の指摘を踏まえると、暗記的側面を促すようになってしまっていた可能性があるため、授業そのものが法的資質を養う視点からずれた構想になっていたことも考えられる。この点を踏まえ、2年次の教育研究に向けた課題として、羅列的で知的挑戦のない学習をいかに克服していくかをかんがえていくことが必要である。これに関しては、筆者自身の授業内での時間計画の未熟さも拍車をかけていくことが考えられ、より計画的な授業構想が根差されなければならないという根本的な課題をはらんでいる。

5. 授業の成果と考察

①学習活動について

本章では、生徒によるワークシートの記述を分類分けしながら、いかなる特徴があったかを考察し、その特徴と授業の改善点とを関連させる。以下に、発問ごとの生徒の記述の種類とその数値化を表に示す。

表2 生徒の記述ごとの人数

| 1時の発問について | |
|--------------|-------|
| 記述内容について | 生徒の人数 |
| 情報格差・メタ認知の視点 | 6人 |
| 公正の視点を踏まえた記述 | 14人 |
| 事実についての記述 | 28人 |

| 2時の発問について | |
|-------------|-------|
| 記述内容について | 生徒の人数 |
| 個人情報保護の記述 | 25人 |
| 誹謗中傷についての記述 | 14人 |
| 無回答 | 2人 |

まず、1次における記述として、事実の記述「国民の参政の機会が失われること」、「政治の不正を見抜けない」という記述が多いといえる。前時までは「基本的人権の尊重」の単元のうち、基本的人権の意義や基本的人権の3つの権利（自由権・平等権・社会権）を扱っている。多かった記述は、立基本的人権の意義として、「政治権力の抑制」という部分と関連させながら国民と政府の関係性に着目して解答していると考察することができる。また、その後、授業モデルに沿って発問を重ねて投げかける際、政治の公平性が確認できなければ、「一部の政治家や国民にとっての都合の良い政治が行われる」、「基本的人権が保障されないのではないか」といった発言があり、生徒が情報公開法についての法意識の理解を深めているといえるだろう。ワークシートの記述は事実認識を十分にしているものの、流れを記述させていくことも必要である。ただ、授業での発問の目的として、より動的な視点から情報公開法の意義を捉えさせることはできたといえるだろう。なお、それ以外の意見として、「国民間の情報格差」や「自分の意見を反省的に見直すことができない」といったメディアリテラシーやメタ認知の視点にたって考える生徒も見受けられた。本研究では、メディアリテラシーやメタ認知の視点を意識していなかった。しかし、授業構想として、情報格差から見た知る権利の行使（平等の視点に立つ）、「わたしたちが参政権を行使して示した意志は本当に正しかったのか」という批判的検討、といった授業を考えることができる。そのうえで、授業モデルの軸を未来社会に向かわせながら、「いかなるほう規範・法制度を成立させ、どのような法的関係を形成していくことが必要か」という段階に向かわせていくことが不可欠である。

2時の発問についての答えは、事実の記述という項目の人数が多かった。主に、①「個人情報流出してしまう（プライバシーが守られない）」と②「誹謗中傷やデマが横行して

いる」という記述が多かった。これについては、発問の内容が新聞記事内におけるプライバシー権の侵害の問題点の内容を問うものとして設定されているという点にある。発問を問題点の内容について焦点化させてしまっていたという課題点がある。①と②の記述については、新聞内容から問題点を読み取るということはできているといえる。だが、授業としてこの問題点までしか認識させることができなかつたという点にある。授業時間のコントロールが不十分であるため、習律の本質を問う段階まで到達させることができなかつた。だが、事実よりも、踏み込んだ視点として「根拠不明の情報を誰でも流すことができる」や「本人のきもちも考えず、周囲を巻き込んでいる」といった意見も見られた。この二つの意見は情報モラル教育に傾倒しているということも考えられる。その一方で、習律の特性を捉え、要素の段階ではあるが、習律の認識に近づいているとも言える。習律は、法律と違って誰でもいつでも生じさせることができるとともに、周囲に対しての暗黙の強制力を有するという特徴がある。

②感想について

1時の授業の感想では、「情報公開制度が何なのかがわかった」、「政治家の不正を防ぐためにも情報公開制度が必要と分かった」という記述が多かった。一つ目の記述については、一見すると生徒がよくわかっていない状態で「分かった。」と書いたのではないかと、考えられるが、ワークシートの発問への記述と照らし合わせると、情報公開法への意義の理解が深まったといえる。また、二つ目の記述についても、「政治権力の抑制」という観点から情報公開法を捉えており、同様に意義の理解を深めることができたといえるだろう。加えて、「政府の考えを国民に公開するのは国民の理解を得て、公正さを判断するために必要だと思った」という記述がみられた。この生徒は情報公開法の意義を「公正」の概念にあてはめて考え、政府の責任と国民の判断の重

要性を考えて記述している。これらのことをふまえて、モデルにそって法の意義の理解を深めさせることができたといえる。他方、「情報公開制度がある現在でも、政治に不正はないのかと思いました」という記述もあった。前節でも書いたが、情報公開法の限界について考えさせようとして、新しい法制度へと生徒を向かわせることも今後の課題として重要であると考えられる。

2時の授業の感想としては、多かったものとして「自分の個人情報自分で守ることが必要と感じた」や「誰かに頼るのではなく、自分自身で守りたい」という記述がみられた。プライバシー権が消極的側面から積極的側面に変化するに伴い、自分自身で守ろうとする態度を育成することができたといえるだろう。その一方で「個人情報の流出を防ぐことを最優先にすべきではないか」という記述や「個人情報が流出しないような技術・社会の発展を望みたい」といった記述がみられた。この二つの記述は、新しい個人情報保護に向けた意欲と願いを表しており、本来、2時で取り組ませた学習課題のその後の展開の改善を示すものとして重要な記述であると考えられる。人々が習律を遵守し、習律に反したものを処罰するために社会的制裁の一つとして個人情報の特定・拡散や誹謗中傷が行われるという前提のもと、生徒に社会を縛る習律を認識させることを目的として2時の授業を構想した。しかし、認識させることにとどまるのではなく、習律を抑制して個人情報を保護するための新たな法制度の形成に向けて授業を構想し、学習活動を展開することが必要と考える。

6. 研究の総合考察

これらの結果を踏まえると、まず研究の目的であるモデルに沿った動態的な法教育の展開によって生徒の法の意義の理解を深めさせることができたといえる。この点で、動態的な法教育の展開には、法的資質における法の意義の理解においては有効であると考えられる。ただ、その一方で、具体的な仕組みの理解と

いうところと意義の理解の両立が不可欠であり、今回の研究ではその法制度の具体的な仕組みのりかいは不十分であった。そのため、意義だけは理解しているが、具体的には何ができるかわからないといった思いを生徒に抱かせてしまいやすいといえる。意義と仕組みを両立させて総合的な理解を深めさせることが一つの課題といえる。

2つ目の目標である習律を認識させ、法を優先して順守させる態度を養うと負うことについては、授業の時間配分の未熟さから、習律を認識させるための発問展開にたどり着けなかったという課題がある。それゆえ、目的を達成することができなかったという結果となった。加えて、目的そのものについては、習律がすべて法律を妨げるものとしてみなしてしまっていた。これは、筆者自身に習律をすべて負の側面で捉えているという先入観があった。そのため、目的の設定自体に課題があり、習律の正の側面と負の側面の両義性を考えさせるための授業構想が必要といえる。ただ、簡素の記述にもあったように、習律を抑制し、本来の権利が保障されるような新たな社会関係の構築に向けて生徒を考えさせるよう、授業を構想していくことが求められる。

7. 今後の研究に向けて

① 習律について

今回の研究において、特に大きな課題と考えられるのが、習律についての授業構想である。本研究では、習律によって人々が縛られやすい側面があることを問題とし、そのことの認識を深めさせることが必要ではないかという前提に立って授業構想を進めた。しかし、そもそもこの前提における視点が間違っていた可能性がある。4章の「授業そのものへの課題」でも触れたが、習律に縛られること自体は必ずしも悪いことであるとは言えないということである。例えば、新型コロナウイルス感染症対策の一環として政府が一回目の「緊急事態宣言」を発令した際に、国民は外出を自粛するという意識を強め、おのずと無

駄な外出をしてはならないという習律が形成とされた。これによって外出活動の数が減り、新型コロナウイルス感染症の広まりを抑えることができるといふ側面もある。つまり、習律が人を縛るものであるという特性それ自体を生徒に認識・検討させるのは、方向性が違うのではないかということである。習律の特性ではなく、習律そのものが社会に適合しているか否かを判断する力を養うことが必要である。これに関して、哲学者の三木清は以下のように述べている。

「しかし習慣において恐るべきものは、それが我々を束縛することであるよりも、習慣のうちにデカダンスが含まれることである。」

(三木 昭和 29 年)

三木は、習律そのものが退廃的側面もはらんでいることを指摘している。例えば、今でこそ主張されなくなってきたのは、「女性は家で家事をするべきである」というものは、日本が第二次世界大戦以降に進めてきた自由主義化・個人主義化とは正反対の習律であり、社会に適していないという。このことをふまえて、平等権の小単元を扱う際、日本が進めてきた自由主義化に対してその方向性に対抗するような習律が働いていたことを考えさせ、その習律に対抗すべく女性が雇用機会均等を求めて声をあげたことを理解させる。これにより、本研究で扱った法の意義の理解に向けた「法教育のモデル」を活用することで、より動的に法意識の芽生えを学習させることができるだろう。

②習律と自由主義社会科

しかし、ただ習律に対抗するために人々が声を上げるわけではない。前節の例をさらに考えると、そこには日本国憲法で全ての国民に保障されているはずの「勤労の権利」が習律によって侵害されていたという構造が浮かんでくる。その為、人々は本来保障されている勤労権を女性も十分に行使することができるよう政府に対して声をあげたと考えることができる。そこで、自由主義社会科の視点にたって授業を展開していくことが必要と考え

る。尾原氏は自由主義社会科について以下のように述べている。

「以上みてきたように、自由主義社会科は、権利を侵害しているとみなされた（ている）現行の組織、制度、公的判断の存在根拠を・・・自分たちの権利を侵害するものでないかどうかを監視し、もしそうであれば異議申し立ての行動をとるといった態度を身に付けさせようとしている、といえよう。」(尾原 2009)

尾原氏の主張する自由主義社会科は、権利侵害の根拠をあくまで現行の法や社会制度に制限している。しかし、これは習律にも根拠を求めることができるのではないかと考える。確かに、社会を外殼的に構成するのは法制度なのである。しかし、それには国民の意識や価値観、それによって形成される集団意識や習律といった内側の側面があるからこそである。外側に問題があるからこそ、内側から変容する。内側に問題があるなら、外側からのアプローチが重要といえる。つまり、社会に反する習律を法制度によって規制し、習律による権利侵害を防ぐことも必要だ。この意味で、自由主義社会科を習律の学習に用いることが不可欠といえる。

参考文献

- ・法務省「法教育」
www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html
- ・関東弁護士連合会 [編]『法教育 21 世紀を生きる子どもたちのために』現代人文社 2002 年
- ・デューイ著 宮原誠一訳『学校と社会』岩波文庫 1957 年
- ・中平一義編・村松謙法律監修『法教育の理論と実践 自由で公正な社会の担い手のために』現代人文社 2020 年
- ・M・ウェーバー著 世良晃志郎訳『経済と社会第 2 部 第 1 章 第 7 章 法社会学』創文社 1974 年)
- ・森分孝治『社会科教育全書 7 社会科授業構成の理論と方法』明治図書 1987 年
- ・三木清『人生論ノート』新潮文庫 昭和 29 年
- ・尾原康光『自由主義社会科教育論』溪水社 2009 年